

令和5年度 忍地区 市政懇談会 要望等回答一覧

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
1-1	<p>【空き家問題について】 対策はどうなっているか</p>	<p>建築開発課</p>	<p>本市では、昨年策定した「第2次行田市空家等対策計画」の基本方針に基づき、空き家の発生予防から解消までの総合的な空き家対策に取り組んでおります。</p> <p>具体的な施策といたしましては、「予防対策」、「有効活用」及び「管理不全な空き家の解消」としてしております。</p> <p>1つ目「予防対策」といたしましては、定期的な空き家の実態調査や広報及び「相続押しかけ講座」などの所有者への意識啓発を促す事業を通じ、空き家が問題化することを未然に防ぐ対策を実施しております。</p> <p>2つ目「有効活用」といたしましては、空き家バンクの活用や空き家を地域の活性化に利活用する際の補助金交付制度、公民連携による民間企業の技術とノウハウを活用した空き家再生のための提案事業などを通じ、空き家の有効活用や不動産市場への流通促進による空き家の解消を図っております。</p> <p>3つ目「管理不全な空き家の解消」につきましては、行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例に基づく是正指導や老朽化した空き家を解体する際の補助金交付制度、公民連携による空き家解体に係る概算費用の算出サービスを提供する取り組みなどを通じ、管理不全な空き家の解消を図っております。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
1-2	<p>空き家は職権で解体できると法律が変わったが、市はどこまでやっていくのか。</p> <p>相続が確定されていないような空き家を把握しているのか。</p>	<p>建築開発課  (副市長)</p>	<p>空き家の中でも、特定空家という危険性の高い空き家は、行政が手をかけて安全のために解体する場合があります。それ以前の問題として相続人が不存在、あるいは確定していないというような根本的な問題をはらんでいる空き家が実際存在しております。法律上、全く相続人がいない場合は、最終的には取り壊しもできますが、法律的な権利関係がネックとなってくることが非常に大きな問題であります。</p> <p>国では、相続手続きが義務化されるという話がある中で、根本的なところで相続が複雑にならないよう市として対策に取り組んでいきますが、実際には現在のところ個別に対応していくしかないという状況です。</p> <p>住民の皆様には危険を及ぼすような空き家がある場合には、行政として積極的に関わっていきたいと思っております。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
2-1	【少子化対策及び教育のビジョンについて】	企画政策課 教育指導課	<p>本市では、子育て包括支援センターによる伴走型支援や子ども医療費の無償化、保育園及び学童保育室の待機児童ゼロの維持などの子育て世帯への支援や、学力向上支援教員の配置や英語検定取得の支援など教育環境の充実に取り組んでおります。</p> <p>今後も引き続き、これらの施策を総合的に実施しながら、だれもが安心して子育てができる環境の実現を目指してまいります。</p> <p>また、第2次行田市教育大綱基本理念「郷土に誇りを持ち 未来を切り拓く人材を育む」に基づき、子供たちが「行田で育ち、行田で学んでよかった」と実感できるような地域と連携した特色ある学校づくりや、学びと育ちの連続性を重視した小中一貫教育を推進し、一人一人の良さを伸ばし、子供たちの「生きる力」を着実に育む学校の構築を目指してまいります。</p>
2-2	教員をどう確保しどう育てていくのか。以前、行田市では市費採用の教員がいたが今はいない。市は教員の確保をどのように考えているか。	教育指導課  (副市長)	<p>教員は通常、県費負担教職員として県の職員となっておりますが、以前に「教育特区」の取り組みで、学級の児童・生徒数を減らしたいという思いがあり、市の負担で独自で教員を採用する「浮き城先生」の制度がありました。全国的な教員不足の流れの中で、質の高い教員の確保が非常に困難になったことから、この制度を廃止とした経緯がございます。</p> <p>例えば、教員が産休や病気で休む場合に、代替教員が確保できないというような切実な問題があることも承知しており、市としても県と協力して児童生徒のために取り組んでいこうと考えております。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
3	<p>【市政懇談会について】</p> <p>自治会長あてではなく、市民に広く周知するべきものではないか。自治会長と自治会役員だけでは意味がないと思う。</p>	<p>広報広聴課</p>	<p>市政懇談会につきましては、令和元年度まで、自治会及び関係諸団体の代表者等に参加依頼をしたほか、市報ぎょうだや市ホームページで広く周知を行い、参加者を募ったうえで開催いたしました。</p> <p>令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い開催を中止し、令和4年度におきましては、感染拡大防止の観点から、参加者は自治会のみとし、人数も2名までとして参加人数を制限し開催いたしました。</p> <p>今年度におきましては、各自治会より2名に加え、関係諸団体の代表者等に参加対象者を拡大し、ご案内をしているところです。</p> <p>来年度以降におきましては、より多くの皆様にご参加いただけるよう、開催方法等検討してまいります。</p>
4	<p>【市政について】</p> <p>すべての市政について効率を重視した縮小化への見直し</p>	<p>企画政策課</p>	<p>本市では行政手続き等の効率化を図るため、各種証明書の申請時、職員による聞き取りや事前入力により申請書作成を行うことで、待ち時間などを短縮できる「書かない窓口システム」の導入や、インターネット等により公共施設の空き状況の確認や予約登録ができる「公共施設予約システム」を導入しております。また、窓口にて申請や届出を行う一部の手続きを24時間いつでもインターネット等で申請できる「電子申請・届出サービス」の充実を図るなど、デジタル技術の活用により、申請手続きの簡素化による利用者の負担軽減とともに行政サービスの効率化を図っているところです。</p> <p>今後も、質の高いサービスを持続的に提供できるよう、自治体DXの推進によるスマート自治体への転換など、市政全般において、市民サービスの向上とともに行政サービスの更なる効率化に努めてまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
5	<p>【自治会への負担減少について】 例えば、ゴミ集積場の設置管理等</p>	環境課	<p>ごみ集積所は、地区の実情をよく把握している各地区の衛生協力会で設置運用管理していただいております。市からは、ごみ集積所管理指導報奨金として3,500円、各地区衛生協力会交付金として、「会長交付金20,000円」、「均等割10,000円」、そのほか世帯数に応じて「世帯割50世帯以下の地区6,000円～501世帯以上の地区41,000円」を加算して交付しておりますのでご活用ください。</p>
6	<p>【水城公園城跡等の植え込みについて】 植物に合った時期に（花の咲き終わった後）刈込をしているのかどうか。</p>	都市計画課	<p>忍城址や水城公園の植栽の維持管理につきましては、雑草が繁茂する時期及び植物の特性を考慮した上で、計画的・定期的を実施しております。</p> <p>しかし、時期によっては、除草を優先する場合がありますため、植物の特性に合った刈込時期が多少遅くなる場合があることをご理解いただきたいと思います。</p> <p>今後とも、より適切な時期に刈込作業が行えるよう、調整してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
7-1	<p>【自治会長の過重負担と組織の硬直化について】</p> <p>道路改修要望の自治会長一本化や諸会議への自治会長の参加要請など、自治会長の負担は大きくなるいっぽうである。民生委員や市の保健協力員の選出なども大きな負担である。その他、各種募金の仕事や市からの配布物、防災関係など、行政の縁の下を支えているカナメが自治会長である。まだ、現状は何とかなっているが、このままいけばどうなるかわからない。任意加入の団体が責任を負わされすぎると、持続可能とはいかないのではないか。</p>	<p>地域活動推進課 道路治水課 福祉課 健康づくり健</p>	<p>自治会は、地域コミュニティの活性化には必要不可欠であり、本市の発展にも重要な役割を果たしていただいております。</p> <p>特に、防犯・防災活動や地域福祉事業など、行政だけでは解決が困難な課題に対しては、自治会にご協力をいただいております。少子高齢化が進む中、市では今後とも自治会の重要性はますます増していくものと考えております。</p> <p>民生児童委員、地域包括支援センター相談協力員等の推薦や市の諮問機関及び各種事業への人員派遣など、自治会や自治会を運営される自治会長のご苦勞については、市としても認識しており、昨年度から自治会への配布文書を3割削減するなど自治会負担の軽減に努めているところでございます。</p> <p>今後におきましても、自治会が本来の自治組織としての役割を果たしながら、維持し続けられるよう、自治会連合会と連携しながら各種取組を協議、検討してまいります。</p> <p>なお、生活道路等の整備に係る要望方法については、昨年7月1日に現制度の運用を開始して以来、様々なご意見をいただいておりますことから、本制度をより良いものとするため、自治会連合会と調整した結果、市民や自治会が直接、市へ要望できるよう、制度の一部見直しを行うことといたしました。</p> <p>また、保健協力員の選出につきましても様々なご意見を頂戴しており、今後、保健協力会のあり方も含め検討してまいりたいと存じます。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
7-2	<p>道路要望について、元のやり方に戻すことは評価できる。しかし、要望を出しても1年に1回、8月の審査会で要望が通らなければ、また、翌年の審査会を待たなければならない。要望のやり方が変わっても要望しても1年に1回の審査では同じではないか。</p> <p>市長はどう考えているのか。</p>	<p>道路治水課  (建設部長)</p>	<p>事業評価は1年に1回、年度で区切って要望をとりまとめて行っています。これまで1,100件程度要望があり、毎年事業評価しており、A B C Dの4つのランク付けを行っています。A評価は早期整備に着手するもの、B評価は整備の必要性があるもの、C評価はB評価に順じて整備を着手するもの、D評価は現状のところ整備をとどめておくとなっています。</p> <p>今後の要望については、昨年7月1日以前のやり方に戻し、口頭でも文書でも、また、個人でも自治会長を通してでもどのような形でも受付いたします。事業評価のタイミングについては、要望の数等見据え、時期及び回数について検討していきたいと思っております。</p>
		<p>道路治水課  (市 長)</p>	<p>生活道路等の改修についての要望は、自治会長さんの相当な負担だと思っており、自治会長さん経由でなくても受け付ける以前の方法に戻していきます。制度の変更であるため周知の期間が必要であり、市報ぎょうだや市ホームページ、市政懇談会などで周知を図ったうえで制度を元に戻していきたいと思えます。</p> <p>事業評価は年1回行っており、限られた予算の中でどの道路を改修するのか決めていきます。補正予算などの機会を捉えて生活道路の改修をできる限りやっていきたいと思えます。</p> <p>皆様からいただいている要望や私が見ても直したいと思う道路はたくさんありますが、限られた予算であるため、今までどおりランク付けはしていきたいと思えます。皆様からいただいた要望が、きちんと市で客観的な基準で評価をして順番に改修できているかということをご様にフィードバックすることが大切で、この点についてはご理解いただきたいと思います。</p> <p>また、道路に多くの予算をつけたいとは思っていますが、その工夫もしていきたいと思っております。長期的には、人口減少に歯止めをかけ、何とかして市の税収を増やしていくという、市長としてその努力を最大限にやらせていただきたいと思いますと思っております。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
8-1	<p><b>【粗大ごみのリクエスト収集について】</b></p> <p>地区内の家に最近、粗大ごみや家電製品の収集をしてみると、業者が突然訪れ、チラシとティッシュペーパーを持参して来たが断ったとのことであった。戸別訪問されると高齢者などは不安を感じると思う。</p> <p>そこで、粗大ごみのリクエスト収集を実施していただけないか。(市民アンケートを実施してするなどして)</p> <p>熊谷市、鴻巣市、北本市など実施済みである。</p>	環境課	<p>本市では、市民がごみ集積所までごみを運び、地域でごみ集積所を管理する「ステーション収集」を採用しているところです。「粗大ごみのリクエスト収集」につきましては、受付業務が新たに発生することのほか、ステーション方式に比べ収集の為の手間やコストが増加すると見込まれます。また、リクエスト方式を導入している自治体は、有料化を行っている場合が多い状況となっています。ステーション方式、リクエスト方式いずれもメリット・デメリットがあることから、引き続き検討してまいりたいと存じます。</p> <p>なお、指定の集積所まで運ぶことができない場合は、有料となりますが、市ホームページにて掲載しております民間の収集運搬業許可業者に依頼していただくことをお願いしております。</p>
8-2	<p>民間の業者に依頼する場合、料金は統一されているのか。</p>	<p>環境課 (環境経済部長)</p>	<p>料金はそれぞれの収集運搬業者が設定しており、市町村が実施しているリクエスト方式のように、粗大ごみの大きさと金額が決まり事前に払う方式とは異なります。</p> <p>リクエスト方式は有料化されていますが、行田市はステーション方式で無料で利用でき、双方でメリット、デメリットがございます。</p>
9	<p><b>【通学路の舗装補修について】</b></p> <p>水城公園の交差点の横断歩道を渡ったところが、雨が振ると水浸しになり大きな水たまりができる。3m程先に排水溝があるが、うまく流れないようである。児童が水たまりをジャンプして歩いているので危険である。</p>	道路治水課	<p>降雨時の状況を確認し、水溜まりの解消のための修繕を実施してまいります。</p>



No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
10	<p><b>【通学路の塀について】</b> 通学路にある塀が古いままのところがあり危険である。先日の南小の地区懇談会でも、保護者から危険個所であるとの意見があった。4年程前に、通学路の塀の点検があり、その際にも危険個所として挙げられていた。</p>	<p>教育指導課 交通対策課</p>	<p>現地を確認したところ、老朽化している箇所が見受けられましたので、所有者に連絡し、注意喚起していきたく存じます。</p> <p>また、児童に対し、地震が発生した場合には、塀から離れるなど、児童が自分自身の判断で、身を守ったり迅速に避難できるよう指導してまいります。</p>
11	<p><b>【家の建て替えについて】</b> 自治会内で家を建て替えようとしたところ、水路にかかっているとの理由で建て替えができない家が3軒ある。住民が困っている。</p>	<p>管理課</p>	<p>市が管理する水路敷は本来水路以外での使用できないこととなっております。</p> <p>そのため、水路敷を使用する場合には『行田市水路敷使用条例』に基づき許可を受ける必要があります。</p> <p>主な使用許可例といたしましては、自宅へ接道するための出入口を設けるときなどとなっておりますが、個別の案件につきましては、管理課へお問い合わせください。</p>
12	<p><b>【児童数の減少について】</b> 地区内では、現在、小学校2年と6年の2名しか児童生徒がいない。通学班も組めず、保護者が途中まで送迎していて負担となっている。</p>	<p>教育指導課</p>	<p>お子様への日々の安全への配慮、感謝申し上げます。できる限り保護者様のご負担とならないよう、通学路の設定や通学班の編成を行ってまいります。</p>
13	<p><b>【自治会集会所の除草について】</b> 集会所の西側の除草について、市は市有地（水城公園敷地）までしか除草剤を撒かず、隣接する集会所の敷地は撒いてくれない。そのため自治会役員が除草しなければならず負担である。</p>	<p>地域活動推進課</p>	<p>自治会集会所は、自治会所有の財産として自治会に維持管理いただいているところであり、ご負担かとは存じますが、集会所敷地の除草等につきましても引き続き実施をお願いします。</p> <p>なお、地域コミュニティの中心的な担い手である自治会の重要性は市としても認識しており、集会所の修繕や倉庫の新設等に関しましては、市において一定額の補助を行っているところでございます。今後とも自治会の皆様と連携しながら、可能な範囲における支援をしてまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
14-1	<p>【小中学校の通学区域について】</p> <p>地区内の児童・生徒は南小及び行田中に通学している。</p> <p>忍地区なので、忍小及び忍中に通学すべきではないか。</p>	教育総務課	<p>小中学校の通学区域につきましては、学校ごとの児童生徒数や通学距離等を考慮し、行田市公立学校通学区域に関する規則により定めています。</p>
14-2	<p>昨年の市報ぎょうだで中学校の通学区域を住民の要望により変更したところがあると知った。</p> <p>要望を出せば通学区域を変更できるのか。</p> <p>前自治会長のときから、何度も要望しているはずである。</p>	<p>教育総務課</p> <p>(副市長)</p>	<p>他の自治会で要望により通学区域を変えた事例が二例ほどございます。教育委員会に、地域の実情やご要望をお話いただいたうえで判断させていただきたいと思います。</p> <p>過去の経緯についても、教育委員会に報告し、自治会のご要望を再度お聞きする形で対応させていただきます。後日、詳細について直接ご連絡いたします。</p>
15	<p>【水城公園の天満側入口に建っているアーチ看板について】</p> <p>何年も前から撤去をお願いしているが、実現されていない。看板の下の方が劣化していて危ない。風が吹くとトタンの音がうるさいと近隣住民から苦情がある。</p>	管理課	<p>水城公園にあるアーチ看板につきましては、埼玉県屋外広告物条例に基づき、管理している事業者に対し、平成27年から行政指導を行ってきたところでございます。</p> <p>令和2年に、事業者へ撤去を求める指導の他、早期の解決を図るため、市が撤去することも含めた交渉を行ってまいりましたが、今だ解決には至っておりません。</p> <p>看板の状況につきましては、職員が定期的に確認を行っており、今後におきましても、事業者に対し粘り強く交渉を行ってまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
16	<p>【ときわ通歩道橋の修理】</p> <p>産文側上から5段目左側に約5cmの穴がある。塗装修繕の時に請負業者が気付くはずで、市役所に報告がないのはおかしい。まずは穴の修理をお願いします。</p>	道路治水課	<p>ときわ通歩道橋は、平成24年度に修繕工事を実施しておりますが、平成30年度に実施した定期点検では、ご指摘の損傷は見受けられなかったことから、その後、経年劣化により、穴が空いたものと思われます。</p> <p>歩道橋の修繕については、5年に1度実施している定期点検により、計画的に修繕を実施しておりますが、ときわ通歩道橋につきましては、本年度定期点検を実施する予定でございます。</p> <p>なお、ご指摘の穴につきましては、劣化の状況を確認し、業者に修繕を依頼したところでございます。</p>
17	<p>【浮き城の径の鯉について】</p> <p>浮き城の径の池に、以前は鯉がいた。移動させた時に死なせたとの噂があるが、生物の取り扱い基準の明確化が必要ではないか。</p>	都市計画課	<p>浮き城の径については、忍城址と水城公園をつなぐ石畳の遊歩道で、平成5年の開設以降、市民の皆様や観光客の憩いの場として、また、花手水のイベント時にはライトアップ等の演出をするなど、全ての方に親しまれる場所になるよう取り組んでいるところでございます。</p> <p>浮き城の径の池につきましては、訪れる方に楽しんでいただけるよう鯉を放流しておりましたが、池の水質改善を目的とし、令和3年度に、池の鯉を忍城址内の池に移動いたしました。しかし、原因は不明ですが、移動後、十数匹の鯉が死んでしまい回収した経緯がございます。</p> <p>引き続き、専門業者等の情報を参考しながら、鯉の生態や習性の把握に努めてまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
18	<p>【郷土博物館の土産物売り場について】</p> <p>観光ボランティアをやっているが、観光客から郷土博物館内に土産物売り場があれば良いとよく言われる。</p> <p>以前に提案したことがあるが、難しいとの回答であった。「ぶらっと♪ぎょうだ」を勧めるが、多少距離があるため、行くことを諦める観光客が多い。都内などの博物館には必ず土産物売り場があるので、ぜひ検討してい欲しい。</p>	郷土博物館	<p>現在、郷土博物館内では展示図録のほか、館蔵品をモチーフとしたクリアファイル、一筆箋など、啓蒙普及を目的としたミュージアムグッズ、「御城印」「落ちないお守り」などを75品目ほどを受付カウンターで販売しております。</p> <p>土産物売り場の設置につきまして、以前にもご提案をいただき検討をしたことがございます。現在空いているスペースは1階ラウンジ付近となりますが、ここは来館者の休憩所となっており、非常時の際には入館者の避難経路、参集場所ともなっていること、販売品の在庫の保管場所も確保できないなど、スペースや安全管理などを考慮しますと、常設での土産物売り場の設置は難しいと考えております。</p> <p>また、観光戦略的に見ても、観光客の行動が忍城・郷土博物館のみで完結してしまうよりも、ぜひ、まちへ出での散策へとつなげていただきたいと思います。忍城址から「ぶらっと♪ぎょうだ」、足袋蔵めぐり、花手水めぐりへとお客様に足を運んでいただき、まち全体がにぎやかになる観光へとつなげていくべく、観光ボランティアをはじめとする皆さまのご協力をいただきたいと思いますと考えています。</p>
19	<p>【市内商店街の活性化について】</p> <p>商店街の賑わいを取り戻せないか。特に新町通りが寂しい。人通りが少なく、シャッターの店が多い。新規商店を募り活性化してほしい。</p>	商工観光課	<p>商店街の活性化につきましては、まずは商店街の皆様が、自己資金、人材等により商店街活性化事業を行うことが期待されますが、現状は難しい状況です。</p> <p>市では空き店舗対策として、新規に市内で空き店舗を賃借して起業する方に予算の範囲内で改修費用と家賃の一部を補助する起業家支援事業を平成19年度より実施し、商店街の活性化とまちの賑わい創出に取り組んでおります。</p> <p>今後も商店街の活性化のための支援策について検討してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
20	<p>【空き家対策について】</p> <p>壊れかけている空き家が町内に数件ある。持ち主と話し合い、解体し新築住宅を建設して、移住などで新規住民を取り込んでほしい。</p>	建築開発課	<p>貴自治会内におきましては、ご指摘のとおり管理不全な空き家が複数存在していることは把握しております。</p> <p>特に危険な状態にあると思われた2棟につきましては、昨年度から本年度にかけて、行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例に基づく是正指導を行った結果、解体撤去に至ったところでございます。</p> <p>その後、同地では、新築住宅の建設が一部進められていることと存じ上げます。</p> <p>今後も引き続き、貴自治会内はもとより市内にある空き家について、所有者に対する助言や指導により管理不全な空き家の解消を推進するとともに、昨年策定した「第2次行田市空家等対策計画」に基づき、予防対策や空き家の有効活用など、総合的な空き家対策に取り組んでまいります。</p>
21	<p>【忍川の美化事業について】</p> <p>河川内の雑草は景観を損ねる。また、河川氾濫の原因にならないか心配である。</p>	道路治水課	<p>忍川については、本市でも流下能力の低下に起因する草木や瓦礫の状況を確認するため、毎年パトロールを実施しております。</p> <p>パトロールの結果によっては、河川管理者である埼玉県に対し、草木等の除去について要望を行っており、本年も5月2日に行田県土整備事務所長へ要望したところでございます。</p> <p>なお、行田県土整備事務所からは、「市からの要望や河川パトロールを受け、流下能力の阻害となる堆積土砂の浚渫や樹木の伐採を実施しており、これらの活動を通じて、河川景観の美化に寄与していきたい。」との回答を頂いております。</p> <p>今後におきましても、忍川の状況についての確認を継続するとともに、必要に応じて、埼玉県へ要望等を行ってまいりたいと考えております。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
22	<p><b>【不燃ごみ用の袋について】</b></p> <p>多くの家庭で、不燃ごみをスーパー等のレジ袋に入れて集積所に出している。国でもプラスチックごみの削減が推進されていることから、家庭ではレジ袋の使用をかなり控えているが、ごみ搬出用にレジ袋を購入している家庭もある。</p> <p>市として、不燃ごみのレジ袋以外の袋の基本的な考え方（市からの袋の配給、その実施時期など）並びに使用例の提示をお願いしたい。</p> <p>あわせて、有害ごみや布類などの搬出の際も、レジ袋が使用されているので、検討してほしい。</p>	環境課	<p>市といたしましては、新ごみ処理施設の稼働に合わせて、ごみの分別区分が変更となることから、ごみ袋についても指定品の導入の検討を始めておりますが、現状では、不燃ごみの排出について、レジ袋も含めビニール袋の使用をお願いしているところです。</p> <p>また、有害ごみや布類の排出方法につきましては、他自治体実施状況を調査する中で、レジ袋の使用抑制に繋がるような排出方法がないか検討してまいります。</p>
23	<p><b>【ごみ集積所の掲示板について】</b></p> <p>各地区の集積所にスチール製の「ゴミ出しのきまり」が掲示されているが、文字が消えているなどの劣化が著しい。市内の環境美化の啓蒙及び推進の観点から早急に対策してほしい。</p>	環境課	<p>ごみ集積所の掲示物の更新など、運用管理につきましては、市から各衛生協力会へ毎年交付しております交付金で対応していただいているところです。</p> <p>交付金は、ごみ集積所管理指導報奨金として3,500円、各衛生協力会交付金として、「会長交付金20,000円」、「均等割10,000円」及び世帯数に応じて「世帯割50世帯以下の地区6,000円～501世帯以上の地区41,000円」を加算して交付しておりますのでご活用ください。</p> <p>なお、ラミネート加工した「ごみ出し曜日」などいくつかの定型掲示物については、環境課窓口で無償でお渡しができますのでご連絡ください。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
24	<p><b>【文化活動について】</b> 産文でのいきいき財団主催の市内音楽家のコンサートや伝統文化親子教室、邦楽邦舞のつどいの発表会などが打ち切りになった。国際社会の中で、子供達にこれが日本の文化であると紹介できる様になってもらいたい。歴史ある文化の香り高い行田にふさわしい文化活動を願う。</p>	生涯学習 スポーツ課	<p>産業文化会館におけるいきいき財団主催事業につきましては、これまで、文化・芸術に触れる機会を提供する場として、広く市民の方々に親しまれてまいりました。</p> <p>本年度の事業につきましては、「産文寺子屋事業」などの新規事業も計画されており、いきいき財団において市民のニーズ等を踏まえ計画したものと認識しております。</p> <p>市といたしましても、日本文化の魅力を伝えることができる各種事業が展開されることにより、歴史ある文化の香り高い行田にふさわしい文化活動を推進してまいりたいと存じます。</p>
25	<p><b>【屋外トイレについて】</b> 観光分野での新規事業を期待している。</p> <p>観光ボランティアをやっているが、観光客からの要望で、さきたま古墳の外トイレやバスターミナルのトイレが和式で汚いと聞く。</p> <p>全部ではなくても一つくらい洋式にしてほしい。</p>	商工観光課  (市長)	<p>トイレは観光事業を実施するうえで重要と考えております。市の中でも問題意識は共有しています。経費もかかることから今年度は難しいかもしれませんが、できる限り優先順位をつけて和式から洋式に変更していきたいと考えています。</p> <p>また、観光客が多い行田八幡神社周辺はそもそもトイレがないということも伺っております。今年11月の花手水ウィークでは、海外からの観光客も呼び込みたいと思っておりますので、トイレがない、トイレが和式であるということは避けたいと思っております。</p>
	<p>花手水を見に来た観光客から、トイレの場所を聞かれることもある。</p> <p>観光地としてはトイレは顔である。和式を洋式に変更したり、ない場所に設置したりすることを今後お願いしたい。</p>		

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
26	<p>【日本遺産について】</p> <p>先日、読売新聞埼玉版に、日本遺産認定見直しの記事が掲載されており愕然とした。蔵づくりをうまく利用していないということで見直しということであったが、市はどう考えているか。</p>	<p>文化財保護課</p> <p>(市長)</p>	<p>私もショックでした。6年に1回の見直しで、今回、取り消されたのではなく、審査が1回で通らず再審査となったということです。年内には再審査の結論が出るということですが、市を挙げて取り消しにならないように考えて取り組んでいるところです。</p> <p>色々反省点がありますが、6年間の取り組みを問われており、加えて、これから市として日本遺産をどのように活かしていくのかが見えてこないという指摘でありました。過去の取り組みは変えられませんが、これからの6年間でどのようにしていくのか、しっかりと文化庁にもわかるように見せていきたいと思っています。</p> <p>実は色々なことをやってはきましたが、文化庁に対して見せ方がうまくなかったと思っています。蔵めぐりを4月にやっていますが、今後はもう少し回数を増やして、その際に、皆様のご協力が必要ですが、蔵をオープンにさせていただいて蔵の中に入れるようにご協力をいただくようお願いしていきたいと思っています。日本遺産は行田の誇りであり、何とか取り消しにならないように頑張りますので皆様のご協力をお願いします。</p>



No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
27	<p>【ブラタモリの対応について】</p> <p>ブラタモリのテレビ放映はPR不足ではないか。チラシは放送の翌日配布だったので、もっと前から配布すれば良かったのではないか。また、無料の臨時バスは翌日と翌々日しか出なかった。翌週もあれば良かったのではないか。</p>	<p>文化財保護課  (市長)</p>	<p>ブラタモリのチラシの配布は番組放映後でないとNHKから許可が下りず、文言等も色々と制約がある中で配布いたしました。</p> <p>また、無料バスを運行しましたが、思ったより乗客が少なかったため、翌日と翌々日のみの運行としました。車で来る人が多いのかと思います。</p> <p>とても反響があり多くの方に行田市に来ていただきましたが、もう少し市内を周遊していただきかったと反省しております。さきたま古墳から古代蓮を見て、まちなかに来て、おいしいものを食べたりお土産を買ってもらったら良かったと思います。ブラタモリを見て初めて行田に来たという方にお会いしましたが、そのような方々にもう一回行田に来てもらうことが重要です。とにかく行田にお越しいただき、2回目も来ていただくよう、一生懸命やっていきたいと思っております。</p>
	<p>事前に把握していれば観光ボランティアも協力できた。もう少し早めに色々なことをやっていれば、お客さんももう少し来たと思う。</p>		<p>NHKから事前に知らせてはいけないとかなり厳しく言われておりまして、皆様にお知らせできませんでしたが、もう少し工夫を凝らすことができたと私自身も思っています。</p> <p>さきたま古墳に私も行きましたが、暑い中でもたくさんの方々がいらしており、さきたまテラスもいつもよりお客さんが多かったと聞いております。今後はこういったチャンスをもっと活かしていきたいと思っております。</p>